

重要事項説明書(1/2)

①事業所概要

事業所名	メディコケイジン株式会社	介護保険事業所番号	2071700070
所在地	長野県佐久市中込3-15-1	サービス種類	(予防) 福祉用具貸与
管理者	尾高 文雄	電話番号	0267-63-2701
通常の事業実施地域	佐久市、小諸市、上田市、佐久穂町、小海町、立科町、御代田町、軽井沢町、東御市、坂城町、長和町、北相木村、南牧村、川上村、青木村、南相木村、長野市、千曲市		

②福祉用具の提供方法、衛生管理、取り扱う種目

- 1、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法、提供の開始に際しては利用者又はその家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける。又、搬入日、搬出日については協議の上とする。
- 2、専門相談員は聴取した内容に基づいて、体型、自立援助等を十分に検討し福祉用具の選定の援助をする。また、福祉用具の納品にあたっては、取扱説明書をお渡しし、用具を使用した取り扱い方法、使用上の注意事項等、特に安全面に留意し、利用者又はその家族にわかりやすい説明を行い、利用者から同意を受ける。
- 3、福祉用具の提供にあたっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行う。
- 4、福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6ヶ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を実施する。また、モニタリングの結果は担当の指定居宅介護支援事業者に報告する。
- 5、事業所は従事者の清潔の保持及び、健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について衛生的な管理を行うものとする。
- 6、福祉用具貸与に用いる福祉用具の消毒及び保管は、(株)日本ケアサプライ、アビリティーズ・ケアネット(株)フランスベッド(株)、(株)サンネットワークマエダ、メディカルケア(株)に委託して行うこととする。
- 7、取り扱う種目は、次の通りとする。
車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ歩行器、歩行補助つえ、徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置
- 8、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制
イ、選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに利用者の選択にあたって必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行う。
ロ、選択制の対象福祉用具の購入にあたっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6ヶ月以内に少なくとも1回モニタリングを行う。
ハ、選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認する。また、利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。なお、その際の費用については実費とする。

③事業所の職員体制

職 種	員 数 (勤務の体制)
管 理 者	1名
専 門 相 談 員	2名以上 (管理者兼務)

④営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 (国民の祝日と、12/31～1/3を除く)
営 業 時 間	8:30～18:00 土曜は正午の場合もある

重 要 事 項 説 明 書 (2 / 2)

⑤利用料金

- 1、法定代理人受領に該当する福祉用具貸与を提供した際には、利用料の額は介護報酬告示上の額とする。
- 2、支払方法
料金が発生する場合は月ごとの精算とし、毎月16日前後に前月分の請求書を発行いたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。
お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落の3通りの中からご契約の際に選べます。

⑥相談窓口・苦情申立窓口

福祉用具貸与・販売	メディコケイジン株式会社 担当：尾高 月曜日～金曜日 9:00～18:00	0267-63-2701
介護保険に関する相談・苦情窓口	長野県国民健康保健団体連合会 介護保険課	026-238-1555
その他	各保険者（市町村）にも窓口が設置してあります 担当部署へお問い合わせ下さい	

⑦緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、ご家族、介護支援専門員主治医、救急隊等に連絡を致します。
サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
また、事故の状況及び事故に察して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

⑧虐待防止の為の取り組みについて

- 1、虐待防止に関する責任者は以下の者とする。

虐待防止に関する責任者	管理者
-------------	-----

- 2、虐待の防止の為の指針を整備するとともに、虐待の防止の為の対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を定期的に開催する。
- 3、虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報する。

⑨その他

- 1、従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 2、従業者であったものに、業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3、事業者に損害賠償責任が生じた場合には、加入する賠償責任保険により対処することとする。
- 4、歴月の1日から末日までの間で、在宅期間がない場合は、介護保険には該当しない。
- 5、お客様はいつでも契約を解除することができ、契約解除に関わる料金は一切かかりません。
- 6、従業者がお客様よりハラスメントを受け、信頼関係を著しく害する場合には、事業者側より本契約を解除することができる。

年 月 日

○説明者

当事業所は、重要事項説明書及びサービス内容を説明しました。

事業所所在地 長野県佐久市中込3-15-1

事業所名 メディコケイジン株式会社

氏 名



○利用者（または代理人）

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

住 所

氏 名

印

○代理人

住 所

氏 名

印